法第百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行うこととした年月日 二　行うこととする試験事務の範囲及びその期間
法第百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行っていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行わないこととした年月日 二　行わないこととした試験事務の範囲

第二節　登録ガス工作物検査機関

（登録の申請）

第百八十六条　法第百二十三条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第八十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　登録申請者が法第百二十四条各号の規定に該当しないことを説明した書面

三　検査の業務を行う者が法第百二十五条第一項第一号の要件に適合することを説明した書類

四　登録申請者が法第百二十五条第一項第二号の要件に適合することを説明した書類

（附属設備）

第百八十七条　法第百二十三条第一号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

一　調整装置

二　特定ガス発生設備の設置場の屋根及び障壁

（登録の更新の手続）

第百八十八条　法第百二十六条第一項の規定により、登録ガス工作物検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百八十六条及び前条の規定を準用する。

（検査の方法）

第百八十九条　法第百二十七条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物の工事が法第三十二条第一項若しくは第二項、第六十八条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした工事の計画（法第三十二条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第六十八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであることを確認できる方法

二　法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項に規定するガス工作物がそれぞれ法第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できる方法

（事業所の変更の届出）

第百九十条　登録ガス工作物検査機関は、法第百二十八条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第八十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第百九十一条　登録ガス工作物検査機関は、法第百二十九条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第八十五による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第百二十九条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3　法第百二十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　検査の業務を行う場所に関する事項

三　検査員の配置に関する事項

四　検査に係る料金の算定に関する事項

五　検査に関する証明書の交付に関する事項

六　検査員の選任及び解任に関する事項

七　検査の申請書の保存に関する事項

八　検査の方法に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第百九十二条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十条の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　法第百三十一条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第百九十四条　法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一　検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査の申請を受けた年月日

三　検査対象ガス工作物の名称及び所在地

四　検査を行つたガス工作物の概要

五　検査を行つた年月日

六　検査を実施した検査員の氏名

七　検査の概要及び結果

2　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百九十五条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百三十五条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ）

第百九十六条　登録ガス工作物検査機関は、法第百三十六条第二項の規定により経済産業大臣が同項の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

三　その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。